

平成 27 年度 監査基本方針・実施計画

第 1 基本方針

「監査の行動ビジョン」（平成 23 年 6 月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、このビジョンに掲げた 3 つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、重点的・効率的な監査を実施してきた。

また、昨年度から、事務局業務の一部を監査法人に委託し、監査法人が有する専門的知識・技術を活用しているところである。

平成 27 年度においても、こうした取組や成果を踏まえ、より一層の監査の充実強化を図る。

第 2 実施計画

1 定例監査

定例監査は、次により、別紙 1 のとおり計画的に実施する。このうち、公営企業会計の機関（企業局及び病院事業局）の定例監査に係る事務局業務を監査法人に委託し、専門的知識・技術を活用した監査を実施する。

なお、監査のけん制機能を確保するため、抜き打ち的監査も併せて実施する。

また、今年度の重点監査項目を別紙 2 のとおり定め、定例監査の中で重点的な調査を実施する。

(1) 本庁

ア 対象機関

知事部局、教育委員会、警察本部等、原則としてすべての任命権者を対象とし、監査を実施する。知事部局を対象とするときは、局（部）を監査の単位とする。

イ 監査体制

相手方局長等の出席を求め、監査委員全員による監査を実施する（これに先立って、職員調査を実施）。

ウ 実施時期

7月から8月の間に実施

(2) 地方機関

ア 対象機関

原則として次の基準により選定の上，実施する。

知事部局	総務事務所	毎年実施
	県税・厚生環境・農林水産・建設の各事務所	2年に1回実施
	その他の地方機関 ※1，※2	3年～5年に1回実施
企業局 病院事業局	地方機関（病院を含む。）	3年～5年に1回実施 （ただし，広島病院は 2年に1回）
教育委員会	地方機関（県立学校等を含む。） ※2	3年～5年に1回実施
警察本部	地方機関 ※2	3年～5年に1回実施

※1： 総合技術研究所（企画部）は，本庁監査と同時に実施する（毎年）。

※2： 文書館，埋蔵文化財センター及び警察学校は，本庁監査と同時に実施（毎年）することとし，必要に応じて実地による監査・調査を実施する。

イ 監査体制

相手方所長等の出席を求め，監査委員1名～2名による監査を実施する（県立学校及び警察署を除き，これに先立って，職員調査を実施）。

ただし，小規模な地方機関については，職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

4月下旬から2月上旬までの間（ただし，本庁監査の期間を除く。）

2 財政的援助団体等に関する監査

財政的援助団体等は、次により、別紙1のとおり計画的に実施する。

(1) 県出資法人

ア 対象機関

原則として次の基準により選定の上、実施する。

全額出資法人及び県指定出資法人	2年に1回実施 (ただし、小規模な法人は3年に1回)
1/2以上出資法人	3年～5年に1回実施
1/4以上1/2未満出資法人	

イ 監査体制

相手方理事長等の出席を求め、監査委員1名～2名による監査を実施する(これに先立って、職員調査を実施)。

ただし、小規模な法人については、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

11月下旬から2月上旬までの間

(2) 補助団体等

ア 対象機関

原則として補助金額1,000万円以上の団体のうちから、次の基準により選定の上、実施する。

継続的に5,000万円以上の補助を受けている団体	おおむね5年に1回実施 (学校法人は必要に応じて実施)
その他の団体	必要に応じて実施

イ 監査体制

原則として、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

11月下旬から2月上旬までの間

(3) 指定管理者

ア 対象機関

おおむね5年に1回実施することとし、選定の上、実施する。

なお、当該指定管理者が県出資法人である場合は、(1)の基準等を優先して適用の上、実施する。

イ 監査体制

原則として、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

11月下旬から2月上旬までの間

3 テーマ監査（行政監査）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題などについて、機動的かつ迅速に対応することとし、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した監査を集中的に実施する。

4 決算審査等

次の事項について、監査委員の合議により意見を決定し、9月定例会が開会するまで（9月上旬）に知事へ提出する。

このうち、企業会計の決算審査に係る事務局業務を監査法人に委託し、専門的知識・技術を活用した審査を行う。

なお、審査作業に当たっては、複数による数値等の照合・確認を徹底し、審査の正確性に万全を期すこととする。

(1) 普通会計及び企業会計の決算審査

ア 歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査

県の一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況について、計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼に、定例監査や行政監査の結果等も参考にして審査を実施する。

イ 企業会計決算審査

企業局及び病院事業局の公営企業会計について、事業の運営が地方公営企業法に定める経営の基本原則の趣旨に従って行われたか、決算が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか等を主眼に、定例監査や行政監査の結果等も参考にして審査を実施する。

(2) 健全化判断比率等の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率等の「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」について、正しく算定されているか、算定の基礎となる事項は適正であるかなどの審査を実施する。

5 例月出納検査

会計管理者、公営企業管理者及び病院事業管理者から提出された出納検査調書等に基づき、現金の出納にかかる事務処理が適正かつ正確に行われているかを主眼に、毎月、期日を定めて実施する。

原則として、職員調査に基づく結果を監査委員に報告することで検査とするが、必要に応じて、会計管理者等から、直接、説明を聴取する。

6 新地方公会計制度による財務書類等の確認

次の財務書類について、作成方法や決算との整合性などについての確認を監査法人に委託して実施する。

- (1) 新地方公会計制度に基づく財務書類
- (2) 次の特別会計に係る公表された財務書類
 - ・ 県営林事業費特別会計
 - ・ 港湾特別整備事業費特別会計
 - ・ 流域下水道事業費特別会計 ※公表については未定

7 監査結果の公表

監査結果については、決算審査意見書や知事への意見書の公表と併せて、監査委員による記者発表を年3回実施するとともに、県のホームページなどに速やかに公表する。公表に当たっては、根拠や背景・現状を示すなど、県民に分かりやすいものとする。

8 監査結果の改善指導

(1) 監査のフォローアップ

監査結果に基づく措置が講じられ、指摘事項等が改善されて初めて監査の実効が上がったと言えることから、執行機関に対して、是正・改善が図られるまで、継続的に取組状況の報告を求めていく（監査調書において、指摘事項等に対する取組状況の記載を求めるとともに、過去3年間の指摘及び意見に対する措置状況について、10月までに報告を求める。）。

(2) 職員向け周知の徹底

監査結果などから職員が誤りやすい事務処理などを類別・体系化し、県庁LAN・WANなどを活用して、その周知の徹底により未然防止につなげる。

9 監査結果に基づく意見書の提出

監査結果などに基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査委員から知事に対して意見書を提出する（12月を目途とする。）。

10 平成 27 年度監査等執行計画（概要）

区 分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定例 監査	本庁				←→		←--- 必要に応じて 関係人調査、 補助先監査			★ 結果提出			
	地方 機関	←→					★ 結果提出	←→					★ 結果提出
財政的援助団 体等への監査							←---		←→				★ 結果提出
テ ー マ 監 査 (行政監査)		←→											★ 結果提出
決算審査等				←→			★ 審査意見書 提出						
例月出納検査		←	毎月 25 日実施										→
新地方公会計 制度による財 務書類等の確 認										←--- 新地方公会計制 度に基づく財務 書類の確認	←--- 特別会計に係る 公表された財務 書類の確認		→
監査のフォロ ーアップ								◎ 措置状況 報告		★ 結果提出			
知事への意見 書提出										★ 意見書提出			
記者発表 ※							★ 第1回			★ 第2回			★ 第3回

※記者発表による公表予定内容

- ・ 第 1 回：定例監査（地方機関）の結果，決算審査
- ・ 第 2 回：定例監査（本庁）の結果，知事への意見書，監査のフォローアップ結果
- ・ 第 3 回：定例監査（地方機関）の結果，財政的援助団体等の監査の結果，テーマ監査の結果